

事業概要説明書 [1]		事業番号	2-10		
事務事業名	生活支援配食サービス事業	担当部名	福祉部		
事業開始年度	平成 7 年度	担当課名	長寿支援課		
実施方法	委託	担当係	福祉サービス係		
根拠法令等	宮崎市生活支援配食サービス事業運営要綱				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	在宅で生活する高齢者に対して、それぞれの心身の状態に応じた食事に加え、見守りや声かけ等のサービスを提供することにより、介護状態になることの予防や、既に要介護状態であっても重度化を防ぎ、在宅生活の維持継続と自立支援を図ることを目的とする。			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>【対象】 調理・買物が困難で食事の提供が必要であり、かつ見守りや軽度な支援（食事摂取状況の確認、声かけ、食事のセッティングや服薬確認など）が必要な、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者等</p> <p>【内容】 週6日（月～土）を限度として夕食の宅配と利用者の状況確認を行い、緊急時には関係機関等（ケアマネ、包括など）と連携して対応する。また、利用者の状態にあわせた特別食（刻み食、ミキサー食等）の提供も行う。 ○委託料（一般食：1食700円、特別食：1食800円） ○利用者負担額：1食400円</p> <p>【認定方法とプラン】 ①地域包括支援センター職員が利用希望者のアセスメントを行い、申請書を作成し市に提出 ②申請内容を確認し、下記の3種類の期間を設けて利用を認定 ○在宅生活維持プラン・・・最長2年間 ○自立支援プラン・・・最長6ヶ月 ○暫定プラン・・・1ヶ月</p> <p>【委託先】 社会福祉法人6事業者（地区は、8地域に区分）</p>			
	事業の必要性	<p>○ 事業廃止の場合、利用者の在宅生活の維持・継続が困難になり、施設サービスへの移行や安否確認が行えないことによる孤独死等の恐れもある。</p> <p>○ 全市的に安否確認を行う配食事業については類似の事業はない。</p> <p>○ 民間の配食事業者も増えているが、民間では対応できない高齢者も存在するため当該事業は今後も必要である。</p>			
コスト	平成23年度(予算)	人件費			
	直接事業費 (A)	37,500 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	1,500 千円	正規職員	1,500 千円	0.2 人
総事業費 (A+B)	39,000 千円	嘱託員	0 千円	0 人	
平成23年度 直接事業費内訳	<p>【内訳】 委託料 36,160千円（配食に係る委託料） 修繕料 494千円（車両修繕料） 賃借料 846千円（車両賃借料）</p> <p>【財源】 介護保険料100%</p>				

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-10		
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		30,528 千円		37,500 千円	
財源	一般財源	0 千円		0 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	30,528 千円		37,500 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>①食事の提供を通じて、利用者の見守りや軽度の支援（食事摂取状況の確認、声かけ、食事のセッティングや服薬確認など）を行うことにより、在宅生活の維持を図る。</p> <p>②利用者が、転倒して動けない状態や、意識不明などの万一の場合に早期に発見され、救急搬送や家族への連絡など状況に応じた対応を受けられる。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	<p>対象となる高齢者は、見守りや軽度の支援が必要な方であり、急な体調変化や不在時の安否確認など適切に対応されており、事業効果は十分に成果を得ている。なお、実績値が少ないのは、平成20年～21年度にかけて対象要件の見直しを行ったため。</p> <p>【平成22年度実績：年度末登録者数 163名】</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	数値 (上段:目標 / 下段:実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	登録者数	人	300	230	200
	サービスにより在宅生活を維持できている人		188	163	
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>次期（第5期計画）宮崎市長寿支援プランを策定する上で基準となる国が示す基本方針にも『高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その人の能力（状態）に応じ自立した生活ができるように①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進していく』ということが新たに盛り込まれたところである。</p> <p>その中の⑤生活支援にあたるサービスとして「見守り、配食、権利擁護」などの事業推進が掲げられている。今後、既に実施してきた配食事業と上記計画における地域包括ケアとの整合性を図りながら、状況にあわせて事業の見直し等を行い、適切に事業を推進していく。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<p>配食担当者が、転倒や脱水症状で動けなくなり自力で助けを呼べない利用者等を早期に発見し、救急車要請等につながっている。</p> <p>また、認知症の影響から徘徊して自力で帰宅できなくなっていた利用者を、警察や包括支援センター等の関係機関との連携によって早期に発見できた事例もある。</p>				

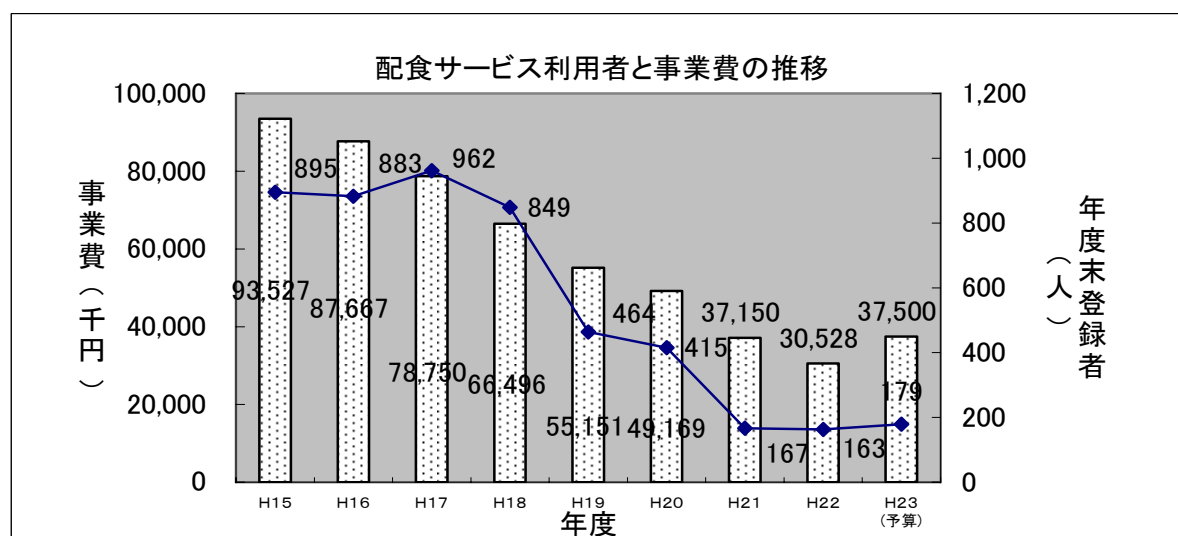
生活支援配食サービス事業 補助資料（長寿支援課）

1. 事業の経緯と再構築（見直し）の状況

時期	配食事業全体	事業者	登録者
H7. 11	檜地域でモデル事業として実施（週4食、事業者1）	1	—
H9. 10～H13	事業者数及び地域拡大（9事業者）	10	927
H15. 4	介護予防給食サービス事業を開始（4事業者）	14	791
H16. 10～H17	事業者の追加及び撤退（1事業者追加、2事業者撤退）	13	719
H18. 1	合併（佐土原・田野・高岡）に伴う事業者追加（2事業者）	15	821
H18. 4	事業再構築（安否確認あり・なし、介護予防給食）	15	849
H19. 4～H20. 3	事業者撤退（3事業者）	12	462
H20. 4	事業再構築（委託単価変更@500→一般食@600、特別食@700）	12	
H20. 4～H21. 3	事業再構築 ①安否確認無の事業廃止（2事業者） ②全利用者スクリーニング ⇒ H21. 10 適用	10	415
H21. 3～9	事業者の撤退（3事業者）	7	
H21. 10	事業見直しによる利用者数の減少	7	167
H21. 10	事業再構築（委託単価変更 一般食@600⇒700、特別食@700⇒800）	7	
H22. 3	合併（清武）に伴う事業者追加（1事業者）	8	163

2. 利用者（登録者）及び事業費の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (予算)
利用者数	895	883	962	849	464	415	167	163	179
食数	192,606	183,381	169,219	133,300	104,954	86,199	56,999	42,532	46,800
事業費 (千円)	93,527	87,667	78,750	66,496	55,151	49,169	37,150	30,528	37,500



3. 利用者の認定方法

○ 利用者の全体的なアセスメント（状態判断）により認定します。また、認定期間を設定して、定期的に状態把握を行い、継続の可否を判断します。

➤ 対象者の状態に合わせた下記3種類の認定プラン

No.	プラン名	認定期間(最長)	条件
1	在宅生活維持	2年	在宅を維持する上で必要と認める
2	自立支援	6ヶ月	介護者の入院等の一時的な支援
3	暫定	1ヶ月	緊急的に必要な場合

➤ 介護保険サービスとの調整

ケアプラン（介護方針・計画）への位置づけ（介護サービスとの連携と切分）

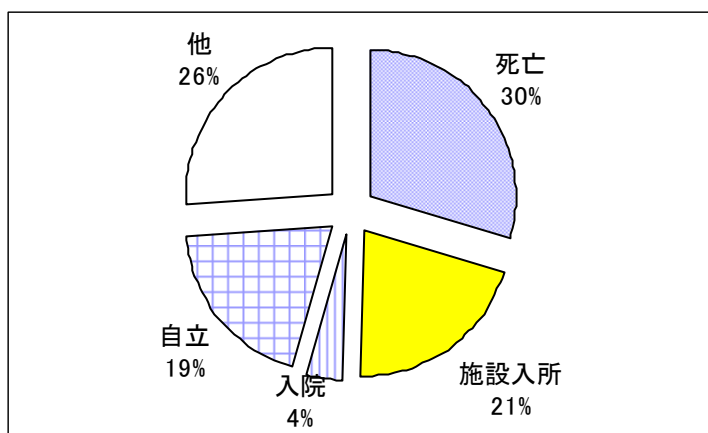
4. 利用者像と内訳（163名：平成23年4月1日現在）

1	食事の提供のみ必要な方（＝民間事業者で対応可能）	0名
2	民間配食事業者が対応できない特別食対応	20名
3	食事の確保が困難で、民間事業者の対応区域外	17名
4	食事の提供は普通食で可能であるが、見守りや軽度な支援が必要	126名

5. 事業利用中止（廃止）者の内訳

○ 平成21年度及び平成22年度に利用中止となった方145名の中止理由です。

○ その他の理由としては、家族との同居、デイサービスやショートステイなど介護保険サービスでの対応など、配食サービス以外で見守り等が可能となったものです。



6. 他都市（中核市等）の状況（35市：H23.7調査）

	事業内容（概略）	主な対象者	利用者数（人）	事業費（千円）	延配食数	1食当経費（円）	内負担金（円）
A市	安否確認・栄養改善	65歳以上かつ栄養改善を要する者	745	25,227	100,917	510	260
B市	安否確認・栄養改善・孤独感解消	高齢者1人世帯・要介護者	1,978	222,464	379,589	850	300
C市	自立支援	介護認定者・かつ低所得者	178	46,995	37,367	1,258	450
宮崎市	安否確認・栄養改善	65歳以上かつ支援を要する世帯	163	30,528	42,528	1,120	400